

市税は納期限内に納めましょう

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。市民税や固定資産税などの市税は、皆さんの生活に密着した市政の推進に欠かすことのできない重要な財源です。納め忘れのないよう早めの納付を心掛けましょう。

納付を忘れてしまうと

市税は、納期限内に自主的に納めていただくことが原則です。地方税法では、督促状発送日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合、財産を差押えなければならないとされています。市では、納期限内に納税されている多くの方との公正・公平性を確保するため、督促状発送後、催告などを行った上で、法律に基づく差押えなどの滞納処分を実施しています。

また、市税を納期限後に納付する場合、延滞金（※）が掛かります。延滞金は、納期限内に納付すれば掛かることのない余計な出費となりますので、市税は納期限内に納めましょう。

※平成29年中の延滞金の率は、法律の規定により年9.0パーセントです（ただし、納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は年2.7パーセント）。

納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早期にご相談ください。市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

※市税は納期内納付が原則ですが、「災害、盗難、疾病」、「事業の休廃止」、「事業継続や生活維持の困難」などの一定要件に該当する場合には、申請により原則として1年以内に限り納付時期の遅延や分割納付、財産の差押や換価が猶予される場合もありますので、早期にご相談ください。

休日夜間 納税・相談窓口の開設

- ▶休日 毎週日曜日の午前中（午前8時30分～正午）※年末年始を除く
- ▶夜間 毎週火曜日の夜間（午後5時15分～7時）※祝日、年末年始を除く
- ▶場所 収納課

平成29年度 市税納期限一覧

| 市・県民税 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 6月30日(金) | 8月31日(木) | 10月31日(火) | 12月25日(月) |
| 固定資産税 都市計画税 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 |
| | 5月31日(水) | 7月31日(月) | 10月2日(月) | 11月30日(木) |
| 軽自動車税 | 全期 | | | |
| | 5月31日(水) | | | |
| 国民健康保険税 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 |
| | 7月31日(月) | 8月31日(木) | 10月2日(月) | 10月31日(火) |
| | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 |
| | 11月30日(木) | 12月25日(月) | 1月31日(水) | 2月28日(水) |
| | 第9期 | 4月2日(月) | | |

市税の納付は口座振替のご利用を

税金の督促状が届き、初めて納めていないことに気付いたことはありませんか。「うっかり」ということもあるでしょう。それを防ぐのが口座振替です。一度手続きをしていただければ、市税の納期限日に指定した口座から自動的に税金が引き落とされますので、納付のために金融機関や市役所に出掛ける必要がありません。市税の納付は、確実・便利な口座振替をご利用ください。

▶**申し込み** 預金通帳と通帳届出印を持参し、市内各金融機関窓口または収納課で手続きをしてください。また、収納課では、キャッシュカードとその暗証番号により申し込みができます。申し込みの際は、取り扱えない金融機関や取り扱えないキャッシュカードがありますので、事前に問い合わせください。

コンビニで納税できます

日本全国、休日・夜間、時間を問わずに納付することができますので、ぜひご利用ください。

▶コンビニで納付できない納付書

- 納期限を過ぎた納付書
 - バーコードのない納付書や、傷・汚れなどによりバーコードを読み取れない納付書
 - 各期別(1枚当たり)の納付額が30万円を超える納付書
 - 金額を訂正したものや、金額を書き加えた納付書
- ※これらの場合は、金融機関などをご利用ください

▶**問い合わせ** 同課収納担当 (内線236・237)

行田軽トラ朝市を毎月開催します

8年目を迎えた行田軽トラ朝市では、今年も「安心・安全・新鮮」な行田の米、野菜、花とその加工品などを皆さんにお届けします。毎月第3日曜日は少し早起きして軽トラ朝市に出かけてみませんか。

- ▶**開催日** 毎月第3日曜日
- ▶**開催場所** 産業文化会館南側芝生広場
- ▶**時間** 【3月～11月】午前8時～10時
【12月～2月】午前9時～11時（冬時間）

- ▶**その他**
 - 販売状況などにより終了が早まる場合があります。
 - 雨天時も開催しますが、豪雨・強風などの場合は中止となることがあります。
 - 出張臨時開催もあります。

▶**問い合わせ** 行田軽トラ朝市実行委員会事務局（農政課内・内線388）

ご参加ください「市政懇談会」

市では、市民の皆さんの「声」を市政に反映させるため、市政全般についての意見交換を行う「市政懇談会」を開催します。次の地区を対象に懇談会を開催しますので、ぜひご参加ください。

- ▶**開催日時・場所**
 - 【星河】5月16日(火)午後1時30分～3時・星河公民館
 - 【持田】6月1日(休)午後7時～8時30分・持田公民館
- ▶**対象** 該当地区に住んでいる方
- ▶**その他** 申し込みは不要です。直接会場にお越しください。
- ▶**問い合わせ** 広報広聴課広報広聴担当 (内線318)

行田市地震ハザードマップを改訂しました

このたび、行田市地震ハザードマップを改訂し、自治会を通じて各世帯へ配布しました。お手元の地震ハザードマップをご覧いただき、自宅周辺の状況や、避難経路・避難場所の確認、家族防災会議の実施など、事前の備えを行いましょう。

なお、自治会未加入世帯の方は、防災安全課または各公民館で地震ハザードマップを配布していますので、お受け取りください。

▶**主な変更点** これまでの地震ハザードマップは「深谷断層帯による地震」を想定地震としていましたが、新しい地震ハザードマップでは、「関東平野北西縁断層帯地震」（破壊開始点：中央）を想定地震としました。

旧

最大震度
震度6強

↓

新

最大震度
震度7

行田市地震ハザードマップ

ハザードマップの利用方法

①自宅周辺を確認 ②避難経路を考える
③避難経路を歩く ④家族防災会議の実施

自助・共助・公助 (7:2:1)

▶**問い合わせ** 同課防災担当 (内線282)